議案第７６号

青梅市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１２月２日

提出者　青梅市長　大勢待　利　明

（説明）

東京都道路占用料等徴収条例の一部改正に準じ、道路の占用料の額を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

青梅市道路占用料等徴収条例（昭和５１年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第２条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第３２条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	１本につき１年	円 １，６７０
	第２種電柱		２，５７０
	第３種電柱		３，４６０
	第１種電話柱		１，４９０
	第２種電話柱		２，３９０
	第３種電話柱		３，２８０
	その他の柱類		１４０

	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルにつき１年	１４
	地下電線その他地下に設ける線類		８
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	１，４６０
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき１年	８９０
	変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	１個につき１年	２，９８０
	広告塔	表示面積１平方メートルにつき１年	１１，８００
	その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	２，９８０
法第３２条第１項第２号に掲げる物件	外径が０．０７メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	６２
	外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの		８９
	外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの		１３０
	外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの		１７０
	外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のもの		２６０

	外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のもの		３５０
	外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの		６２０
	外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの		８９０
	外径が１メートル以上のもの		１，７９０
法第３２条第１項第３号に掲げる施設		占用面積１平方メートルにつき１年	２，９８０
法第３２条第１項第４号に掲げる施設		占用面積１平方メートルにつき１年	１，４９０
法第３２条第１項第５号に掲げる施設（地下街および地下室を除く。）	上空に設ける通路	占用面積１平方メートルにつき１年	５，９３０
	地下に設ける通路		３，５６０
	その他のもの		３，０９０
法第３２条第１項第６号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積１平方メートルにつき１日	１１０
	商品置場その他これに類するもの	占用面積１平方メートルにつき１年	１１，８００

道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号。以下「令」という。）第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積１平方メートルにつき１年	１１，８００
	標識		１本につき１年	２，３９０
	旗ざおおよび幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積１平方メートルまたは１本につき１日	１１０
		その他のもの	占用面積１平方メートルまたは１本につき１年	１１，８００
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	１基につき１年	１１８，６００
		その他のもの		５９，３００
令第７条第４号に掲げる工事用施設および同条第５号に掲げる工事用材料の置場			占用面積１平方メートルにつき１年	１１，８００

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用にかかる占用料について適用し、同日前の占用にかかる占用料については、なお従前の例による。